

いの町事業継続促進支援金事業について【概要】

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、限界利益が減少した中小企業及び個人事業者等に対して、経営を維持、継続するために幅広く支援するため事業継続促進支援金を交付します。

※この場合の限界利益とは売上高－変動費を指します。

※売上高には今までに受け取った協力金、給付金、支援金、補助金を含みます。

※変動費とは売上高に比例して発生する費用で、原材料の仕入費用等、主として売上原価をいいます。

2 支援対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年1月から令和2年12月までの1年間の限界利益の合計が前年同期と比較し30%以上減少しているもの
- (2) 令和3年6月1日現在、いの町内に事業所を有し、事業収入を得、今後も事業継続の意思がある事業者
- (3) 令和元年12月1日までに創業し、事業収入を得、継続して事業を行っているもの
- (4) 町民又は法人で町税等を完納しているもの

3 支援金額

- ・下記の計算式の減益率に応じて、減益額が30%以上の場合のみ

$$\begin{aligned} \text{限界利益の減益額} &= \text{B} - \text{A} \quad \dots \text{C} \\ \text{減益率} &= \text{C} \div \text{B} \times 100 \quad \dots \text{D} \geq 30\% \\ &\text{C} \times \underline{\hspace{2cm}}\% \text{E} \text{ (下記の表より)} \quad \dots \text{F} \end{aligned}$$

減益率 ④	支援割合 ⑤
30%以上40%未満	70%
40%以上50%未満	80%
50%以上	90%

$$\text{申請額} = \text{F} \text{ あるいは } 60 \text{ 万円 (上限) 低い方の金額}$$

※ ④…令和2年1月～12月限界利益

- ⑧…平成 31 年 1 月～令和元年 12 月限界利益
- ・ 支援金額の上限：60 万円
- ・ 算出した額に 1,000 円未満の端数は切り捨てます。

4 交付の回数

1 事業者につき、1 回限り

5 申請受付期間

令和 3 年 7 月 1 日（木）～同年 9 月 30 日（木）

6 申請書類

- (1) いの町事業継続促進支援金申請書（様式 1 号-1）
- (2) いの町事業継続促進支援金 新型コロナウイルス感染症の影響による限界利益の証明申請書（様式 1 号-2）
- (3) 対象となる期間 2 期分の収入等がわかる書類の写し（税務署收受日付印の押印があるもの、e-Tax の場合は「受信通知」を添付してください）

【個人の場合】

- ・ 所得税確定申告書第一表及び第二表
- ・ 青色申告の方は「所得税青色申告決算書」の控え
- ・ 白色申告の方は、「収支内訳書」の控え

【法人の場合】

- ・ 期間 2 期分直近の確定申告書別表一の控え（1 枚）及び法人事業概況説明書の控え（2 枚）【決算期の関係で確定申告書がない場合は試算表】
- ・ 決算書

- (4) 本人・事業所確認書類の写し

【個人の場合】

- ・ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証等（いずれか 1 つ）

【法人の場合】

- ・ 登記簿謄本（3 か月以内のもの）

7 申請書類の提出

郵送、または窓口にご持参ください。

※いの町事業継続促進支援金 新型コロナウイルス感染症の影響による限界利益の証明申請書（様式 1 号-2）については、いの町商工会にて証

明をもらってきたうえで、申請書類を提出してください。

【郵送の場合】

申請書類を任意の封筒（郵便料はご負担願います）で、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で下記までお送りください。

9月30日（木）の消印有効です。

【窓口受付】

いの町産業経済課 088-893-1115

いの町吾北総合支所 産業課 088-867-2313

いの町本川総合支所 産業建設課 088-869-2115

8 交付決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは促進支援金を交付します。

申請書類の審査の結果、本促進支援金を交付する旨を決定したときは、後日「交付決定通知書」（様式第2号）を送付します。また、申請書類の審査の結果、本促進支援金を交付しない旨の決定をしたときは、後日「不交付決定通知書」（様式第3号）を送付します。

9 その他

- ① いの町事業継続促進支援金を申請する場合は、本促進支援金交付要綱を遵守してください。
- ② 本促進支援金交付決定後、支援対象者に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還しなければなりません。
- ③ 申請内容に不正があった場合など、必要がある場合は支援金の交付を受けた事業者名等を公表する場合があります。
- ④ 申請内容確認のため事務所への立入検査の実施や報告を求める場合があります。